

八代市学校図書館システム貸借に係る  
公募型プロポーザル募集要項

令和 8年 2月

熊本県 八代市

本募集要項は、八代市学校図書館システム貸借に係る公募型プロポーザルの概要等を示したものである。

## 1 概要

### (1) 名称

八代市学校図書館システム貸借

### (2) 業務内容

別紙1「八代市学校図書館システム貸借仕様書」(以下「仕様書」という。)のとおりに

### (3) 受託者の選定方法

参加者の企画提案による公募型プロポーザル方式により受託候補者を選定する。

### (4) スケジュール

項目	日程
プロポーザル参加募集	ホームページにて 令和8年2月9日(月)
様式1「申請書」提出期限・ 仕様書等の質疑締切り	令和8年2月17日(火)午後5時
仕様書等の質疑回答期限	令和8年2月27日(金)
提案書等一式提出期限	令和8年3月6日(金)午後5時
システムのデモンストレーション実施	令和8年3月18日(水)
審査結果通知	令和8年3月27日(金)までに発送予定
業務委託に関する契約締結	令和8年3月下旬(予定)

※スケジュールに変更がある際は、市ホームページに記載する。

## 2 参加資格

プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる事項の全てを満たす者とする。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定のほか、次に掲げるものに該当しない者であること。

① 会社更生法(平成14年法律第154号)に規定する更生手続きの適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの更生計画認可の決定がされていない者であること。

② 民事再生法(平成11年法律第225号)に規定する再生手続きの適用を申請した者で同法に基づく裁判所からの再生計画認可の決定がされていない者であること。

(2) 直近1年間、国税及び地方税の滞納がないこと。

(3) 暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下同じ。))又は暴力団関係事業者(暴力団員が実質的に経営を支配する事業者その他同条第2号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する事業者をいう。)に該当しないものであること。

(4) 法人その他の団体であって、令和6・7年度八代市競争入札参加資格を有する者(区分: 役務、大分類: 情報処理業務、中分類: 情報システム全般の設計、開発、維持管理)及び本募

集要項に定める要件を満たす者またはそれに準ずる者であること。

### 3 提案書等の提出及び提出期限

#### (1) 提出書類・部数

- |                            |     |
|----------------------------|-----|
| ① 様式1「参加申請書」               | 1部  |
| ② 提案書（記述形式任意、A4判縦横書き）20頁程度 | 10部 |
| ③ 様式2「機能評価一覧回答書」           | 10部 |
| ④ 様式3「見積書」（封入封緘）           | 1部  |
| ⑤ 様式3-1「見積書金額内訳書」（封入封緘）    | 1部  |

#### (2) 提出期限

- ・様式1は、令和8年2月17日（火）午後5時（必着）
- ・提案書、様式2、様式3及び様式3-1は、令和8年3月6日（金）午後5時（必着）

#### (3) 提出方法

「12 問合せ及び提出先」まで持参または簡易書留郵送により提出すること。ただし、郵送の場合、提出期限の午後5時必着とし、不慮の事故による紛失または遅配については考慮しない。なお、持参する場合、事前に電話連絡により提出時間等の確認を行うこと。

#### (4) その他

- ① 提案書類に記載された事項は、仕様書及び回答書と併せて、契約時の仕様書として取り扱う。ただし、業務の目的達成のために修正すべき事項があると本市が判断した場合は、本市と受託者との協議により、項目の追加、変更若しくは削除等を行うことがある。
- ② 提案に係る費用は、すべて参加者の負担とする。
- ③ 提出された提案書等は、審査作業に必要な範囲において複製を行う。
- ④ 提出された提案書等は一切返却しない。また、提出後の追加・修正は認めない。
- ⑤ 提出された提案書等は、情報公開の請求により公開する場合がある。
- ⑥ 提案書等の提出までは、様式4「辞退届」を提出して辞退することができる。また、辞退しても以後における不利益な扱いはしない。

### 4 提案書作成要領

作成する提案書は次のとおりとする。

#### (1) 提案書

提案書は次に挙げる各項目を網羅したものであること。（20頁程度とする）

項目	記載内容、記載上の注意事項
提案書表紙	所在地、商号又は名称、代表者名、電話番号
会社概要	貴社の概要、会社理念、事業方針、財務状況、経営年数、資本金、事業所数、取得している国際的な資格（ISO等）を示すこと。
システム及びソフトウェアの概要 導入実績	① 概要、特徴、基本コンセプト及び構成図を示すこと。 ② 導入実績について、システム名、導入自治体名、稼働時期を示すこと。（過去5年間）

サポート及びセキュリティ体制	仕様書「2システム及びソフトウェアの業務仕様」で挙げた内容で以下に記載してある事項を具体的に示すこと。 ① 障害発生時及びシステム操作・利用に関する問合せへの対応。 ② セキュリティ体制について、万全なセキュリティ対策を講じるための措置。
導入実施体制とスケジュール（データ移行含む）	導入体制（データ移行含む）の計画について具体的に示すこと。 ① 人員体制・連絡体制 ② 導入及びデータ移行管理責任者と業務にあたる人員数、それぞれのSEとしての経験年数 ③ 貴社と八代市の役割分担 ④ 導入（データ移行含む）スケジュール詳細 ⑤ 稼働後のサポート体制 稼働直後と稼働後の数カ月のサポート体制について具体的に示すこと。 ⑥ 職員研修の実施計画 本稼働前の導入時の職員研修について方法等を具体的に示すこと。
独自提案等	学校図書館の課題等に対し、独自の技術や手法で解決策を提案すること。

## 5 見積要領

見積書及び見積書金額内訳書について次のとおり作成の上、提出すること。

### (1) 見積書及び見積書金額内訳書（様式3、様式3-1）

- ① システム構築等に係る経費及び運用費用（60か月）の経費について必要なすべての経費を記載すること。
- ② TOOLi-S使用に係る経費は本市にて別途契約を行うため、本見積に含めない。

### (2) 上限価格

本業務の価格（見積限度額）は、16,400,000円（消費税及び地方消費税を抜く）とし、システム導入費用及び運用に係る費用の限度額は以下のとおりとする。なお、この金額は予定価格を示すものではなく、見積額は上限価格を超えてはならない。

- ① システム導入費用 5,000,000円（税抜）
- ② 運用に係る費用（使用料） 11,400,000円（税抜）

### (3) その他

- ① 見積書に記載する金額は、消費税及び地方消費税を除いた額を記入すること。
- ② 見積書件名は「八代市学校図書館システム賃貸借」とする。
- ③ 見積書は、住所、商号又は名称及び代表者名を記載した上、代表者印を押印すること。
- ④ 見積書は封入封緘し、表面に「八代市学校図書館システム賃貸借見積書」と記載し、裏面に住所、商号又は名称を記載すること。
- ⑤ 上限価格（見積限度額）を上回る見積書は無効とする。

## 6 質疑応答

### (1) 質問方法

募集要項等に関する質問は、様式5「質問書」に必要項目を明記のうえ、「12 問合せ及び提出先」のメールアドレスに送信すること。なお、未到着を防止するため、送信後、電話連絡にて確認をとること。

### (2) 受付期間

令和8年2月17日（火）午後5時まで

ただし、受付期間以外の提出や定められた方法以外の質問には回答しない。

### (3) 回答方法

令和8年2月27日（金）までに質問の有無にかかわらず、全ての参加申請者に電子メールで回答する。質問書に対する回答は、本募集要項等の追加または修正とみなす。

## 7 選定方法等（選定委員会）

### (1) 選定方法及び審査基準

別紙2「提案内容評価要領」及び別紙3「提案内容評価表」に基づき、本市が設置する選定委員会で総合評価により、最も優れていると判断される提案を行ったものを受託候補者として選定する。

1者につき、システムのデモンストレーションは30分、質疑応答を10分とする。

内容：

- ① 貸出・返却処理、資料検索処理（先生・生徒画面両方で）
- ② 予約処理及び予約の確認
- ③ 蔵書点検処理
- ④ 統計データの出力処理（1年間の全体の貸出冊数など）
- ⑤ 利用者名簿の登録処理
- ⑥ その他 特にアピールしたい内容等

※①～⑤については必須。

### (2) 開催日：令和8年3月18日（水）

### (3) 開催場所：八代市役所 本庁舎4階会議室

なお、システムのデモンストレーションの時間等詳細については、申請書に記載されたメールアドレスへ通知する。

## 8 受託候補者の決定及び公表

### (1) 受託候補者の決定

選定委員会の審査結果を踏まえ、受託候補者を決定する。

### (2) 結果の公表及び通知

結果については、市ホームページで公表するとともに各申請者に書面にて通知する。

## 9 契約に関する事項

### (1) 業務契約

本市と受託候補者は見積書の金額に消費税及び地方消費税を加算した金額により契約を締結する。

### (2) 契約期間

契約締結日から令和13年7月31日までとする。

### (3) 支払方法

- ①システム導入費用 令和8年度に全額支払う
- ②運用費用に係る費用 使用料として60か月の期間均等割りし毎月翌月に支払う

## 10 参加申請者の失格

次の各号のいずれかに該当するときは、その参加申請者を失格とする。

### (1) 参加申請者が次のいずれかに該当するとき。

- ① 選定委員会に参加しなかったとき。
- ② 虚偽の申請を行い、提案資格を得たとき。
- ③ 公平な審査を阻害する行為があったとき。

### (2) 提案書等が次のいずれかに該当するとき。

- ① 提出方法、提出先及び提出期限などが守られなかったとき。
- ② 定められた作成形式又は記載上の留意事項に示された要件に適合しないとき。
- ③ 見積金額が見積限度額の範囲を超過したとき。

## 11 その他留意事項

### (1) 1参加者につき1提案とし、提出書類の返却は、しないものとする。

### (2) 採用された企画等に係る著作権その他一切の権利は、市が有することとする。

### (3) 提出された提案書を受理した後の提案者による加筆及び修正は、認めないものとする。

### (4) 「受託候補者が「2 参加資格」に掲げる要件を欠くことになったとき、または財務状況の悪化等により事業の履行が確実でないと認められるとき、若しくは社会的信用を著しく損なうなどふさわしくないと認められるときは、決定を取り消し、業務の全部若しくは一部の停止を命じることがある。

### (5) 著作権、特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、提案事業者が負うものとする。

## 12 問合せ及び提出先

〒866-8601

熊本県八代市松江城町1番25号

八代市教育委員会 教育政策課 担当：魚住

電話：0965-33-6131（直通）

FAX：0965-33-6132

メール：kyoso@city.yatsushiro.lg.jp